

- 前回（9月9日）の第23回国家戦略特区諮問会議での議論を受け、東京都における、国家戦略特区を活用した規制改革等を推進するため、内閣府及び東京都による上記共同事務局を、平成28年10月4日付で設置する。事務局長及び構成員は以下のとおり。
- 上記共同事務局の設置場所は、東京都庁（新宿区西新宿2-8-1）とする。
- 上記共同事務局は、「国家戦略特区ワーキンググループ」及び「東京都 都政改革本部」と密接に連携・協力するものとし、関係者は必要に応じ、参画できるものとする。

【組織図】

